

医療、介護等に関する「いざというときの意思表示」宣言

宣言の趣旨

私は、万が一の場合に備えて私を支えている方々に以下の要望と希望を宣言します。この宣言は、私の精神が健全な状態にあるときにしたものです。したがって、私自身が破棄するか、又は撤回する書面を作成しない限り、これを尊重してください。もちろん財産等からして可能な限りでお願いします。

1. 医療についての意思

医療行為については、その都度検討します。ただし、私がその時意思表示できないときは、回復可能な医療、すなわち障害をのこすことなく治癒する医療は行って下さい。

しかし、人として尊厳を保てない永続する障害を残すためだけの手術は希望しません。その上で、個別の判断や対応については、下記のようにお願いいたします。

2. 医療行為について

医療行為については、その都度検討します。ただし、私がその時、意思表示できないときは、次に掲げる内容に従って実施してください。

- (1) 呼吸状態が悪くなったとき
- ・気管切開は希望 します・しません。
 - ・気管内挿管は希望 します・しません。
 - ・人工呼吸器の装着は希望 します・しません。
- (2) 血圧が低下した時（出血した時を含む。）
- ・昇圧剤の投与は希望 します・しません。
 - ・輸血は希望 します・しません。
 - ・補液は希望 します・しません。
- (3) 末期的状況で心臓が止まった時（止まりかけた時を含む。）
- ・心臓マッサージは希望 します・しません。
 - ・電気ショックは希望 します・しません。
- (4) 自力で経口摂取ができなくなったとき
- ・IVH（中心静脈栄養）ポート造設は希望 します・しません。
 - ・経鼻経管栄養は希望 します・しません。
 - ・胃ろうの造設は希望 します・しません。
 - ・腸ろうの造設は希望 します・しません。
- (5) 尿が出ない時（少ない時を含む。）
- ・利尿剤の投与は希望 します・しません。
 - ・カテーテル留置は希望 します・しません。
- (6) 緩和ケアについて

・痛みと苦痛は取ってください。痛みを最小限にする方法として麻薬（モルヒネ等）の使用を希望 します・しません。

- (7) 病気の告知について
- ・病気の告知は 受けたいです・受けたくありません。
- (8) 治療について
- ・集中治療室での治療は希望 します・しません。
 - ・一時的な延命治療は希望 します・しません。
 - ・先進医療での治療は希望 します・しません。
 - ・抗がん剤治療は希望 します・しません。
 - ・放射線治療は希望 します・しません。
 - ・カテーテル治療は希望 します・しません。

3. 手術等医療行為の代弁者について

医療行為に関する意思表示（リビングウィル）を提示する者に、一般社団法人 **いきいきライフ協会** ○○ を指定します。私がその時意思表示できないときは、親族への連絡はその者の判断に任せます。

4. この宣言による要望を果たしてくださる方々に深く感謝申し上げます。この宣言による要望は私の自己決定権に基づくものであり、これを尊重して行われた処置による結果の一切の責任は私自身にあります。これは、本人の意思であることを改めてご理解ください。

以上

年 月 日

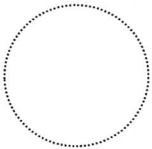
尊厳死宣言者

本籍

住所

氏名

生年月日



預託金に関する財産管理契約書

.....（以下「甲」という）と、一般社団法人あんしん財産管理支援機構（以下「乙」という）とは預託金に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、甲を委任者、乙を受任者とする入院の際に必要な費用等の支払いを確保するため、預託金のに関する事務（以下、「委任事務」という。）を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（効力発生時期・終了時期）

- 1 前条の委任契約（以下「本委任契約」という。）は、甲が乙指定の預託金.....万円全額を、乙に引渡したときに、効力が生じるものとする。
- 2 本委任契約は、乙が甲からの請求により、前項の預託金全額を支払ったとき、又は甲との契約の終了により、預託金を甲に返還したときに終了する。
- 3 甲が死亡したときは、乙はすみやかに委任事務を終了し、預り金の残額を甲が予め指定した預託金の返還先へ引き渡す。

第3条（保管義務）

- 1 乙は、甲に対し、前条第1項の預託金の保管について適切に保管する義務を負うものとする。
- 2 乙は、前条第1項の預託金の保管のために、下記口座に預けるものとする。

楽天銀行第二営業支店 普通預金
口座番号 7603407
口座名義 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託
一般社団法人あんしん財産管理支援機構信託口

第4条（報告）

甲は、乙に対し、第2条の預託金の保管状況について報告を求めることができる。

第5条（報酬）

甲は、乙に対し、本委任契約開始時点で、本件財産管理口座の開設事務の報酬として、金11,000円（税込）を支払うものとする。

第6条（費用の負担）

乙が委任事務を履行するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、その管理する甲の預り金からこれを支出することができる。

第7条（契約の解除）

- 甲及び乙は、以下の事由に該当するときにきざり、本委任契約を解除することができる。
- (1) 甲乙間の信頼関係が破綻したとき
- (2) 甲又は乙が破産開始決定手続きの通知を受けたとき
- (3) 乙が解散をしたとき

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、以下に署名押印し、各自1通を保有する。

年 月 日

（甲）委任者

住 所

氏 名

（乙）受任者

横浜市西区高島二丁目5番12号
横浜DKビル3階
一般社団法人あんしん財産管理支援機構
代表理事 黒田 泰